

お知らせ

なんたん

発行

南丹市

第301号

平成30年
7月27日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

目次(ページ)

- ・お知らせ(1~7)
- ・人材募集(7)
- ・相談会(8)
- ・子育て支援(催し)(8~9)
- ・催し(9~12)
- ・美山地域情報(12~13)
- ・日吉地域情報(13)
- ・なんたんテレビ番組表(14)

お知らせ

南丹市企業連携移住促進事業について

地域の新たな担い手となる移住者の受け入れを推進するため、企業や地域団体が行う移住者向けの社員寮・賃貸住宅などの整備に対して補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

- 補助対象者** 次の要件を全て満たす企業(法人・個人事業者)または地域団体
 - ①市内に事業所を有するまたは新たに設置すること
 - ②整備住宅が移住促進特別区域(※)に所在していること
 - ③整備住宅所在地の地域団体と連携して取り組むこと
 - ④整備住宅に入居する移住者がその移住促進特別区域に定住すること
 - ⑤整備住宅に入居する移住者が居住地域の区などに加入し、地域活動に積極的に参加すること
 - ⑥市税などの滞納がないこと

※京都府UIターンナビのサイト <https://kyoto-ui.jp/akiyanouchi/area>でご確認ください。

●**補助対象経費** 移住者の新規受け入れのための住宅整備(新築・改修・敷地整備)費および設計費

●**補助金額** 補助対象経費の2/3以内(上限は1戸当たり120万円で、集合住宅などの場合1,200万円)

※補助金額は京都府制度(別途申請が必要)と合算した額となります。

※補助期間は最長2年間です。(年度ごとに申請が必要)

※用地取得費および補償費は補助対象外です。

☎**固定住・企画戦略課**

☎(0771)68-0003

南丹市子育て応援住宅支援事業について

子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減および三世帯同居または三世帯近居による世代間支援の促進を図るため、住宅の改修費用に対して、補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

●**補助対象者** 子どもの親権者で、次の要件を全て満たす方

- ①申請年度において、南丹市に住所を有する方
- ②平成30年4月1日現在、妊娠中の胎児も含めて18歳未満の子どもを養育している世帯の方

③次のいずれかを満たす、世帯の構成員が所有する住宅の改修工事の契約者

A：多子世帯(妊娠中の胎児も含めて3人以上の子どもを養育)の方

B：三世帯(子ども・父母・祖父母など)が同居する世帯の方

C：三世帯が近居(直線距離2km以内に居住)する世帯の方

※BまたはCの場合、本年度中に世帯員が住所変更を行い、新たに同居・近居する世帯の方に限る。

④市税などの滞納がない世帯の方

⑤親権者の年収の合算額が750万円未満の方

⑥居住地域の区(自治会)などに加入し、地域活動に積極的に参加する方

●**補助対象経費** 対象者が自ら居住するための住宅の改修工事で、多子世帯が居住または三世帯の同居・近居に必要な10万円以上の改修工事費

●**補助金額** 補助対象経費の1/2以内(上限100万円)

☎**固定住・企画戦略課**

☎(0771)68-0003